障害者就業・生活支援センターとは？

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）を根拠に設置された機関です。

・公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターなどと並び、障害者の職業リハビリテーションの推進を図る機関として、労働施策に位置付けられたセンターになります。

・神奈川県では障害保健福祉圏域ごとに8か所設置されています。
（横浜市は就業・生活支援センター1か所、就労支援センター9か所）

障害者就業・生活支援センター事業内容

【就業支援】就職に向けた準備支援（職業訓練、職場実習の調整）
求職活動支援、就職後のフォローアップ等
企業からの障害者雇用に関する相談対応

【生活支援】生活全般に関する相談（日常生活の自己管理に関する助言）、地域生活、生活設計に関する助言（住居、余暇活動等）

※就業・生活どちらの支援も状況に応じて関係機関と連携します。

支援対象について

・就労を希望する方、就労中の方

・雇用主、家族、関係機関からの相談にも対応

・障害種別（身体・知的・精神等）は問わない

・障害者手帳を所持していない方（自立支援医療証を所持している方等）の相談にも対応

横浜市障害者就業・生活支援センターの支援内容

〇就労準備の支援

・訓練の提案等（福祉サービス、ハローワークの訓練事業他）

・福祉サービス事業所（主に就労継続支援B型事業所）の利用者を対象とした就労講座を実施

〇求職活動の支援

・ご本人に合った仕事を一緒に探す（求人情報の検討等）

・応募書類作成のサポート、面接練習、面接同行、実習の調整等

・家族・関係機関からの相談対応

横浜市障害者就業・生活支援センターの支援内容

〇職場定着の支援

・状況に合わせた本人との面談・職場訪問等の実施

・トラブル対応等における、雇用主・家族・関係機関との調整

・交流会、余暇活動の実施

〇生活面の支援

・健康管理の助言、通院同行

・金銭管理、人間関係（家族・友人等）の助言

・住居についての助言（グループホームの利用、1人暮らしに向けて等）

※就労に関わる生活面の相談が主となります

支援機関について

・公共職業安定所（ハローワーク）
　神奈川県内14か所（横浜市内4か所）
・就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、B型事業所　など
・横浜市内の相談支援機関（主に生活面の相談）
　＊基幹相談支援センター　＊生活支援センター
　＊後見的支援室　など
・神奈川障害者職業センター
・神奈川県障害者雇用促進センター

上記以外にも支援機関は多くありますので、まずはご相談ください